

## 青木村農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年2月21日

青木村農業委員会

### 1. 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

青木村においては、農地の多くが中山間地であり、また、高齢化による農業者の減少等により遊休農地の発生が懸念されていることから、農地の集積・集約化による生産性の向上が求められている。その解決のため担い手の育成・確保や新規参入の促進に加え、農地中間管理機構と連携した農地等の利用の最適化に積極的に取り組む必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、青木村農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の改選ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

### 2. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (平成29年度末)	443ha	24ha	5.4%
3年後の目標 (平成32年度末)	443ha	12ha	2.7%
目 標 (平成35年度末)	443ha	0ha	0.0%

注：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

- ア 農業委員と推進委員が連携し、利用状況調査や利用意向調査、相談活動、地域活動等を踏まえ、農地の利用関係の調整を積極的に行う。
- イ 所有者の意向を尊重しながら農地中間管理機構への貸付け等を促進する。
- ウ 農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、遊休農地の発生防止・解消に努める。

3. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (平成29年度末)	4 4 3 ha	1 4 8 ha	3 3 %
3年後の目標 (平成32年度末)	4 4 3 ha	2 6 6 ha	6 0 %
目 標 (平成35年度末)	4 4 3 ha	3 5 4 ha	8 0 %

注：「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率は80%を目標としている。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

- ア 村及び農地中間管理機構との連携を強化し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業の活用などにより、担い手への農地利用の集積・集約を促進する。
- イ 守るべき農地を明確化し、意欲ある農業後継者、新規農業参入者及び退職帰農者等の担い手への利用集積・集約化を促進する。
- ウ 農地の貸借制度や農地中間管理事業の積極的な周知に努める。
- エ 農林業関係者との座談会等により地域の農業者の意見を集約し、担い手への農地利用の集積・集約に努める。

#### 4. 新規参入の促進について

##### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (新規参入者取得面積)
現 状 (平成29年度末)	3人 (2.6ha)
3年後の目標 (平成32年度末)	6人 (4.1ha)
目 標 (平成35年度末)	9人 (5.6ha)

注：新規参入については、平成27年度から29年度までの平均実績が1経営体であった現状を踏まえ、少なくとも年間1経営体の新規参入を目標とする。

##### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

###### ア 情報提供について

新規参入希望者の農地の取得等の相談対応を行うとともに、関係機関と連携し融資制度・研修制度等に関する情報提供を行い、新規参入の促進を図る。

###### イ 指導・支援等の経営対策について

新規就農者が担い手として継続して営農していくため、農業経営に関し関係機関と連携し、指導・支援等の経営対策を推進する。

###### ウ 青年等就農計画の審査・助言等（通年）を行う。